

# 栄徳高等学校いじめ防止基本方針

平成25年10月11日に「いじめ防止対策推進法」が施行されたことをうけ、本校では以下の通り「学校基本方針」を策定する。本校は従前より「いじめは絶対に許されない行為」、「いじめはどの生徒でもどのクラスでも起こりうる」という認識を持ち啓発・指導を展開してきた。今回、学校基本方針を策定するに当たり、より一層の未然防止・早期発見・早期解決（対応）のための取り組みを充実させ、安心安全な学校生活を保障し、個々の生徒が望む進路実現ができる学校環境作りを行う。

## 1 はじめに

### 本校のいじめの定義

本校基本方針における「いじめ」については、いじめ防止対策推進法第2条を踏まえ、次の通り定義する。

「いじめ」とは、生徒に対して一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、この定義の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人が否定する場合が多々あることや本人が知らないインターネット上のトラブルがあることなどを踏まえ、当該生徒をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

具体的な態様には、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

## 2 いじめを「未然に防止」「早期発見」するための取組

教育相談体制及び生徒指導体制を整備し、特にいじめに関しては相談窓口（相談箱等）を周知する。個人面談、保護者会等を利用して早期発見に努める。教員の情報共有化を図り必要に応じて保護者と連携して、その対応に当たる。

いじめ防止に関わる講話や調査等、年間行事計画の策定

4月	生活指導部長講話 （保護者へ、いじめ基本対策方針の説明） 学級担任による個人面談 サイバー犯罪防止講話 身体測定 月3日以上欠席調査	10月	1年マナー講座 月3日以上欠席調査
5月	人権教育（性犯罪被害防止講話） 保護者学級懇談会 相談室開設について啓発活動 月3日以上欠席調査	11月	1年マナー講座 2年修学旅行 月3日以上欠席調査
6月	人権教育（薬物乱用防止講話） 現職教育 月3日以上欠席調査	12月	人権週間啓発講話 学校生活満足度調査 保護者会 生活指導部長講話 生活指導部・保健部だより 月3日以上欠席調査
7月	学校生活満足度調査 保護者会 生活指導部長講話 生活指導部・保健部だより発行 月3日以上欠席調査	1月	生活指導部長講話 月3日以上欠席調査
8月	全校出校日	2月	月3日以上欠席調査
9月	生活指導部長講話 月3日以上欠席調査	3月	生活指導部長講話 月3日以上欠席調査

### 3 重大事態への対処

#### 「重大事態」の定義

「重大事態」とは次の場合をいう。

- I いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- II いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

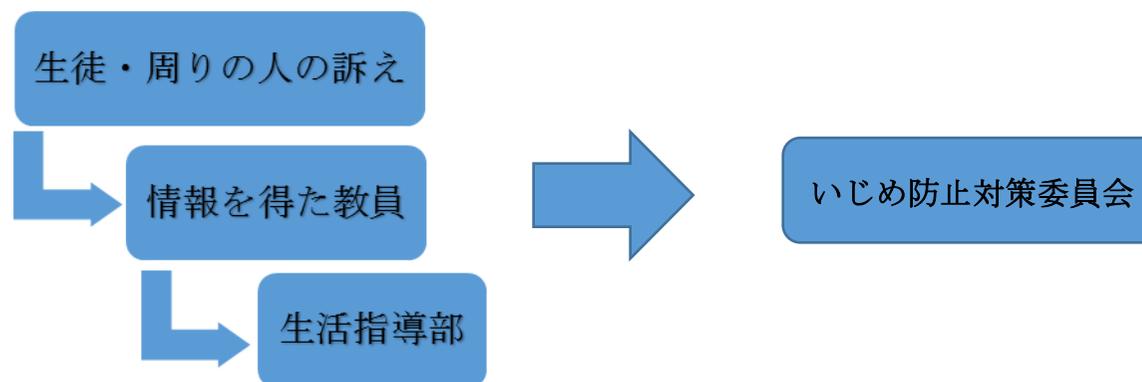
具体的な事例をあげると、

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・年間30日を目安として、生徒が一定期間、連続して欠席をしているような場合

などのケースが考えられる。

### 4 いじめ防止等の対策のための組織の構築

推進法第22条に基づき、本校に、いじめ防止等に関する措置を実効的に行う中核となる組織として「いじめ防止対策委員会」を置く。この組織は的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制とする。重大事態時に、いじめ防止対策委員会が調査組織設置を発令。校内の事態の掌握・収拾、校外との連絡・対応にあたる。



# いじめ防止対策組織

